

## 広島市社会福祉施設等従事者支援事業 (高齢者施設等分) Q & A

(特別手当)

Q 1 他の補助金や処遇改善加算、広島市の委託料など、事業者の負担によらないで支給された特別手当を本事業の補助対象経費とすることはできるか。

A 1 事業者の負担によらないで支給された特別手当を本事業の補助対象経費とすることはできません。

Q 2 補助の対象となる手当は「特別手当」という名目でなければならぬか。

A 2 通常の給与又は各種手当とは別に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めながら従事したことに対して支給したものであれば、名目は問いません。  
また、給与ではなく見舞金などの名目で支給したものであっても対象となります。

Q 3 金銭でなく商品券等の現物支給による特別手当を本事業の補助対象経費とすることはできるか。

A 3 現物支給による特別手当を本事業の補助対象経費とすることはできません。

(従事者)

Q 4 「利用者の介護や支援に直接従事した」とはどのようなことか。

A 4 介護職員や看護職員、理学療法士など、明らかに利用者との接触を伴う職種のほか、事務員や調理員など利用者との接触を伴うとは限らない職種であっても、乗降介助、食事介助など利用者との接触を伴う業務に従事されていると認められるときには対象となります。

なお、利用者との接触を伴うとは限らない職種の従事者に特別手当を支給し、補助対象経費に含める場合には、別添様式「従事内容一覧」に、利用者との接触を伴う業務の内容を記載してください。

Q 5 勤務時間や勤務日数が少ない職員、あるいは長期休暇中の職員に特別手当を支給した場合に補助対象となるか。

A 5 勤務時間や勤務日数について特段の要件は設けていません。当該年度の初日（4月1日）から特別手当の支給日までの間、利用者との接触を伴う業務に1日でも従事していれば、対象とすることができます。

なお、この特別手当は各事業者の判断で支給するものです。勤務日数や勤務形態などの条件により特別手当の支給額等が異なっても構いません。

Q 6 派遣職員に特別手当を支給した場合に補助対象となるか。

A 6 派遣や業務委託により勤務する職員も対象とすることができます。支給方法は、各事業者が直接支給する方法、派遣元や委託先を通じて間接的に支給する方法のいずれによっても構いません。

なお、この補助金の交付対象は介護施設等の運営事業者としていただきますので、運営事業者から補助金の申請をしてください。

また、運営事業者の負担により特別手当が支給されたことが確認できる書類を提出してください。

Q 7 ボランティアスタッフに見舞金等を支給した場合に補助対象となるか。

A 7 有償・無償を問わず、雇用関係にないボランティアスタッフは本事業の補助対象となりません。

Q 8 感染者に継続して対応した入所施設等において、「利用者の介護や支援に直接従事した従事者」とは、新型コロナウイルス感染症陽性の利用者又は陰性が確認されていない濃厚接触者との接触を伴う業務に従事した者のみを指すのか。

A 8 いわゆるレッドゾーン内での業務に従事していない場合であっても、施設内療養の期間中に利用者との接触を伴う業務（Q 4 参照）に従事された場合には対象とすることができます。

Q 9 感染者に対応した訪問系事業所等において、「自宅療養要介護者等の介護や支援に直接従事した従事者」とは、自宅療養要介護者等の自宅等に訪問して接触を伴う業務に従事した者のみを指すのか。

A 9 自宅療養要介護者等の自宅等に訪問して接触を伴う業務に従事された場合のみが対象となります。

(補助上限額)

Q 10 1人の従事者が同一法人内で介護サービスと障害サービスのどちらにも従事している場合や、複数の法人に勤務している場合には、特別手当を二重に支給してもよいか。

A 10 特別手当を複数回に分けて支給することは差し支えありませんが、従事者1人あたりの補助上限額は合わせて16,000円となります。1人の従事者が複数の法人から特別手当を受け取る場合なども同様です。

なお、申請後に新たに感染が生じた場合等を除き、補助金の申請は1事業所につき1会計年度当たり1回限りです。特別手当を複数回に分けて支給する場合には、全ての支給が完了した後、合算した額により申請してください。

Q 1 1 感染者に継続して対応した入所施設等において、継続して療養する陽性の利用者又は陰性が確認されていない濃厚接触者に必要な介護サービス等の提供を行った期間をどのように算定すればよいか。

A 1 1 利用者の陽性又は濃厚接触が判明した日を期間の初日とし、保健所の指示による療養の最終日、退所日又は陰性が確認された日のうちいずれか最も早い日を最終日とします。ただし、複数の利用者について陽性又は濃厚接触が判明した場合は、同初日が最も早かった利用者に係る初日から、同最終日が最も遅かった利用者に係る最終日までの期間とします。

Q 1 2 感染者に対応した訪問系事業所等において、宿泊費の補助対象となる、自宅療養要介護者等に必要な介護サービス等の提供を行った期間をどのように算定すればよいか。

A 1 2 自宅療養要介護者等に介護サービス等を提供した初日から最終日までの期間とします。ただし、複数の自宅療養要介護者等に係る同期間が重複した場合は、同初日が最も早かった自宅療養要介護者等に係る初日から、同最終日が最も遅かった自宅療養要介護者等に係る最終日までの期間とします。

Q 1 3 感染者に対応した訪問系事業所等において、同日に複数の自宅療養要介護者等の介護や支援に直接従事した場合、重複して日数を計上してもよいか。

A 1 3 同日に複数の自宅療養要介護者等の介護や支援に直接従事した場合でも、1日として計上してください。

Q 1 4 前年度に支給した特別手当等は今年度の補助対象となるか。また、前年度に従事を行った従事者に対して、今年度に支給した特別手当等は今年度の補助対象となるか。

A 1 4 いずれも補助対象となりません。今年度（4月1日以降）の従事に対して支給した特別手当等が補助対象となります。

Q 1 5 感染者に対応した居宅介護支援事業所等において、担当する利用者のうち複数名が自宅療養要介護者等となり、介護サービス等の利用調整及び確保を同日に行った場合、重複して人数を計上してもよいか。

A 1 5 担当する利用者のうち複数名が自宅療養要介護者等となったときは、介護サービス等の利用調整及び確保を同時期に行った場合であっても、重複して人数を計上することができます。なお、1人の自宅療養要介護者等に係る利用調整及び確保が複数日に及んだとしても、その日数分を重複して計上することはできません。

(補助対象施設等)

Q 1 6 いわゆる「医療みなし」であり介護サービス事業所の指定を受けていない訪問リハビリテーションや通所リハビリテーションの各事業所については対象となるか。

A 1 6 介護保険の利用者に対してサービスを提供しており、当該介護サービスに直接従事した従事者に対して特別手当を支給した場合には対象となります。